白河市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

（概要）

第１条　この要領は、工事請負契約に基づく工事請負代金債権を第三者に譲渡することについて、白河市工事請負契約約款（平成１７年白河市告示第８０号。以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する場合の取扱いについて定める。

第１章　下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡

（対象工事）

第２条　「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成１１年１月２８日付け建設省経振発第８号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）による融資に係る債権譲渡の承諾は、請負代金の額が５００万円以上の工事を対象とする。ただし、次の工事は除くものとする。

(１)　次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア　債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(２)　その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（譲渡対象となる債権の範囲）

第３条　譲渡の対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第３１条第２項の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第４６条又は第４７条の出来形部分の検査に合格し、引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の契約権者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　工事請負契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式１）、債権譲渡契約証書（様式２）及び債権譲渡通知書（様式３）の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、債権譲渡先と請負者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知することとする。

（債権譲渡先）

第４条　下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人である建設業者団体（第１１条において「事業協同組合等」という。）に限るものとする。

（債権譲渡承諾の手続）

第５条　請負者が債権譲渡先に債権譲渡をしようとするときは、債権譲渡先と連署にて契約権者に次の書類により申請するものとする。

(１)　債権譲渡承諾依頼書（様式１） ３通

(２)　債権譲渡契約証書（様式２）（案） １通

(３)　工事履行報告書（様式４） １通

(４)　発行日から３カ月以内の請負者及び債権譲渡先等の印鑑証明書各１通

(５)　保証人等の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）

２　前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高が２分の１（第２条第１号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高が最終会計年度の工事の２分の１）以上に到達したと認められる日以降で、約款第32条第１項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

３　第１項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

(１)　債権譲渡の目的が、債権譲渡先から下請セーフティネット債務保証事業による融資を受けるためのものであること。

(２)　当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。

(３)　当該債権が、既に譲渡されていないこと。

４　債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、契約権者は第２条、第４条及び前２項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式１）により承諾するものとする。

５　契約権者は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式６）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

（下請保護）

第６条　請負者は債権譲渡先から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画（支払状況・支払計画書（様式５））を債権譲渡先に提出することとする。

２　債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

（債権譲渡の通知）

第７条　請負者及び債権譲渡先は、第５条第４項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて、契約権者に、債権譲渡通知書（様式３）に債権譲渡契約証書（様式２）の写しを添えて提出するものとする。

２　前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

（被担保債権）

第８条　債権譲渡は、請負者と債権譲渡先の間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲渡先が請負者に対して取得する債権（以下「債権譲渡先の貸付債権」という。）を担保するものであって、債権譲渡先が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　請負者が、契約権者との工事請負契約を完全に履行し、債権譲渡先が白河市から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還することとする。

（債権譲渡額の請求）

第９条　債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

(１)　請求書１通

(２)　債権譲渡承諾書（様式１）の写し１通（債権譲渡先の原本証明を付したもの）

(３)　発行日から３カ月以内の請負者及び組合等の印鑑証明書各１通

(４)　債権譲渡契約証書（様式２）の写し１通（債権譲渡先の原本証明を付したもの）

２ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた債権譲渡先は前金払及び部分払を請求することはできないものとする。

第２章　地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡

（対象工事）

第１０条　「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２０年１０月１７日付け国土交通省国総建第１９７号、国総建整第１５４号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）による融資に係る債権譲渡の承諾は、前払金の支払がなされた工事のうち、請負代金の額が５００万円以上の工事を対象とする。ただし、次の工事は除くものとする。

(１) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア　債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(２) 白河市低入札価格調査実施要領（平成２２年総務部長決裁）に基づき調査の対象となった者と工事請負契約をした工事

(３) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（債権譲渡先）

第１１条　地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡先は、事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に限るものとする。

（被担保債権）

第１２条　債権譲渡は、請負者と債権譲渡先の間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲渡先が請負者に対して取得する債権（以下「債権譲渡先の貸付債権」という。）及び保証事業者が当該工事に関して請負者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業者が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

２　請負者が、契約権者との工事請負契約を完全に履行し、債権譲渡先が白河市から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに保証事業会社に支払うこととし、保証事業会社は、残額から保証事業会社の求償債権への弁済に充当し、なお残額があるときは、請負者にその残額を支払うこととする。

３　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、債権譲渡先が責任を持って行うこととし、契約権者は関与しないものとする。

（下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡に関する規定の準用）

第１３条　第３条、第５条、第６条第１項、第７条及び第９条の規定は、地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡をしようとする場合について準用する。

第３章　白河建設工業協同組合が組合員資金融資規約により行う融資に係る債権譲渡

（対象工事）

第１４条　請負者が白河建設工業協同組合の組合員であり、当該組合の組合員資金融資規約に規定する出来高融資を受けようとする場合は、当該組合に対し工事請負代金債権を担保として譲渡することを承諾する。

２　前項に規定する債権譲渡の承諾は、請負代金の額が５００万円以上の工事を対象とする。ただし、次の工事は除くものとする。

(１)　次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事

ア　債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ　前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(２)　その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

（下請セーフティネット債務保証事業による融資に係る債権譲渡に関する規定の準用）

第１５条　第３条及び第５条から第９条までの規定は、白河建設工業協同組合に対し債権譲渡をしようとする場合について準用する。

附　則

この要領は、平成２１年８月１日から施行する。ただし、第２章については、令和８年３月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（様式１・下請セーフティネット債務保証事業及び白河建設工業協同組合に対する債権譲渡の場合）

債権譲渡承諾依頼書

年　　　月　　　日

　白河市　（契約権者）

 譲　渡　人　住　所

 (請負者)

 氏　名 　実印

 譲　受　人 住　所

(事業協同組合等)

 氏　名 実印

　請負者（以下「甲」という。）が「貴市と甲との間で締結された　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を、　　　　　　（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

　乙においては、「白河市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請負人に対する適切な支払の確保を図るものとします。

　なお、約款第41条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

　また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前払金及び約款第37条に規定する部分払を請求いたしません。

記

１　工事番号・名称

２　工　事　場　所

３　契　　約　　日　　　　　　　年　　月　　日

４　工　　　　　期　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日

５　 (1)請負代金額　金　　　　　　 　円 （ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

　 －(2)前払金額　金　　　　　　　 　円

 －(3)部分払金額　金　　　　　　　　 円

　 　(4)債権譲渡額　金　　　　　　　　 円（ 　　 年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

　（甲）　　　　　　　　　　様

　（乙）　　　　　　　　　　様

　上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

　なお、本承諾によって約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

　また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前払金及び約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条又は第47条の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。

３　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

４　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

５　請負者の倒産時等の下請保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

 白河市　（契約権者）　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 確 定 日 付 欄 | 承　諾　番　号 |
|  |  |

（様式２・下請セーフティネット債務保証事業及び白河建設工業協同組合に対する債権譲渡の場合）

債権譲渡契約証書

　（請負者）（以下「甲」という。）と（事業協同組合等）（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第１条　甲と白河市　　　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という｡）との間で　　　年　　月　　日に締結した工事請負契約（以下｢本件工事請負契約｣という｡）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という｡）を、　　　年　　月　　日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた｡

 (1)　工事番号・名称

 (2)　工　事　場　所

 (3)　契　　約　　日　　　 　　　年　　月　　日

 (4)　工　　　　　期　　　 　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

 (5)　請 負 代 金 額　金 　　　　 　円 （ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

 (6)　既 受 領 金 額　金　　　　　　　 円

 (7)　債 権 譲 渡 額　金　　　　　　　 円（ 　　 年 　　月　 　日現在見込額、ただし、契約変更に

　　　（(5)－(6)）　　　　　　　　　 　　　 より増減が生じた場合はその金額による。）

 　債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては､白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第31条第２項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする｡ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条又は第47条の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする｡

２　前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には､変更後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする｡

３　前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする｡

（担保責任）

第２条　甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する｡

（禁止事項）

第３条　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない｡

（被担保債権）

第４条　債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない｡

２　甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還するものとする｡

（下請保護規定）

第５条　乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする｡

（協力義務）

第６条　乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする｡なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする｡

（合意管轄）

第７条　本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする｡

　この契約を証するため、本証書を２通作成し、各自その内容を確認し、署名捺印の上、各々一通を所持する｡

　　　　　　　年　　月　　日

 譲　渡　人　住　所

 (請負者)

 氏　名 　実印

 譲　受　人 住　所

(事業協同組合等)

 氏　名 実印

（様式１・地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡の場合）

債権譲渡承諾依頼書

年　　　月　　　日

　白河市　（契約権者）

 譲　渡　人　住　所

 (請負者)

 氏　名 　実印

 譲　受　人 住　所

 氏　名 実印

　請負者（以下「甲」という。）が「貴市と甲との間で締結された　　　年　　月　　日付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を、

（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

　乙においては、「白河市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

　なお、約款第41条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

　また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前払金及び約款第37条に規定する部分払を請求いたしません。

記

１　工事番号・名称

２　工　事　場　所

３　契　　約　　日　　　　　　　年　　月　　日

４　工　　　　　期　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日

５　 (1)請負代金額　金　　　　　　 　円 （ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

　 －(2)前払金額　金　　　　　　　 　円

 －(3)部分払金額　金　　　　　　　　 円

　 　(4)債権譲渡額　金　　　　　　　　 円（ 　　 年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

債権譲渡承諾書

　　年　　月　　日

　（甲）　　　　　　　　　　様

　（乙）　　　　　　　　　　様

　上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

　なお、本承諾によって約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

　また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前払金及び約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条又は第47条の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

　　なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。

３　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

４　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

５　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

 白河市　（契約権者）　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 確 定 日 付 欄 | 承　諾　番　号 |
|  |  |

（様式２・地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡の場合）

債権譲渡契約証書

　（請負者）（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第１条　甲と白河市　　　　　　　　　　　　　　　（以下「丙」という｡）との間で

　　　年　　月　　日に締結した工事請負契約（以下、｢本件工事請負契約｣という｡）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という｡）を、　　　年　　月　　日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた｡

 (1)　工事番号・名称

 (2)　工　事　場　所

 (3)　契　　約　　日　　　 　　　年　　月　　日

 (4)　工　　　　　期　　　 　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

 (5)　請 負 代 金 額　金 　　　　 　円 （ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

 (6)　既 受 領 金 額　金　　　　　　　 円

 (7)　債 権 譲 渡 額　金　　　　　　　 円（ 　　 年 　　月　 　日現在見込額、ただし、契約変更に

　　　 （(5)－(6)）　　　　　　　　　　　 　より増減が生じた場合はその金額による。）

 　債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては､白河市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第31条第２項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする｡ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条又は第47条の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする｡

２　前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には､変更後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合には、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする｡

３　前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする｡

（担保責任）

第２条　甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する｡

（禁止事項）

第３条　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない｡

２　甲は、第７条第３項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる同条第５項の残預金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

（被担保債権）

第４条　債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲により委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

（被担保債権の優劣）

第５条　被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

（譲渡債権の請求）

第６条　譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

（弁済の充当等）

第７条　乙が前条第１項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

２　甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　甲が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項の規定にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

６　乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

 (1)　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

 (2)　手形交換所の取引停止処分を受けた場合

 (3)　本件工事請負契約が解除された場合

 (4)　その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

８　乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

（協力義務）

第８条　乙が譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする｡なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする｡

（受益の意思表示）

第９条　保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、　　　年　　　月　　　日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第４条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

（説明請求）

第１０条　保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

（合意解除の禁止）

第１１条　甲と乙とは、保証事業会社が第９条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

（合意管轄）

第１２条　本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする｡

　この契約を証するため、本証書を２通作成し、各自その内容を確認し、署名捺印の上、各々一通を所持する｡

　　　　　　　年　　月　　日

 譲　渡　人　住　所

 (請負者)

 氏　名 　実印

 譲　受　人 住　所

 氏　名 実印

（様式３）

債権譲渡通知書

年　　　月　　　日

　白河市　（契約権者）

 譲　渡　人　住　所

 (請負者)

 氏　名 　実印

 譲　受　人 住　所

 氏　名 実印

　　　　　年　　月　　日付けで承諾いただきました、譲渡人が白河市に対して有する下記の工事請負代金債権について、　　　　　　　　に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人連署の上通知します。

　下記工事請負代金については、今後は　　　　　　　の下記口座にお振り込みください。

　なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

譲渡債権の表示

１　工事番号・名称

２　工　事　場　所

３　契　　約　　日　　　　　　　年　　月　　日

４　工　　　　　期　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日

５　 (1)請負代金額　金　　　　　　 　円 （ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

　 －(2)前払金額　金　　　　　　　 　円

 －(3)部分払金額　金　　　　　　　　 円

　　 (4)債権譲渡額　金　　　　　　　　 円（ 　　 年　　月　　日現在見込額、ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

振込口座

 金融機関名　　　　　　　　　本（支）店名

 預金の種別　　　　　　　　　口座番号

(フリガナ)

 口座名義人

（様式４）

工 事 履 行 報 告 書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 　 |
| 工　期 | 　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 日　付 | 　　　　　　年　　　月　　　日（　　　　月分） |
| 月　別 | 予定工程　　　　％（　）は工程変更後 | 実施工程　　　　％ | 備　　　　　考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| （記事欄） |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監　督　員 |  | 主任(監理)技術者 |
| 　 | 　 |

（様式５）

支払状況・支払計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

契　約　権　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（請負者）

工事番号・名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事代金支払項目 | 全所要数量 | 支　払　済 | 支払予定 | 支　払　先 |
| 下請工種又は資材名 | 全所要金額 | 月日 | 金額（千円） | 月日 | 金額（千円） |
| １ 下請代金 | ２ 資材代金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 名　称 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 所在地 |
| 千円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 電　話 |
| １ 下請代金 | ２ 資材代金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 名　称 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 所在地 |
| 千円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 電　話 |
| １ 下請代金 | ２ 資材代金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 名　称 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 所在地 |
| 千円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 電　話 |
| １ 下請代金 | ２ 資材代金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 名　称 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 所在地 |
| 千円 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 電　話 |
| 合計又は次葉繰越高 |

※１　下請代金支払項目欄は、該当する番号に○をつけること

 ２　支払予定欄の月旬は、次の区分により記入すること（上旬：１～10日　中旬：11～20　下旬：21～月末）

（様式６）

債　権　譲　渡　整　理　簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承諾番号 | 申請年月日 | 承諾年月日 | 工事名 | 請負者 | 請負額（千円） | 債権譲渡先 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |